東洋大学 PPP人材育成の取り組み（大学院公民連携専攻）

資料４－１

2017.10.23
PFI推進委員会
計画部会発表資料
根本祐二

１ 特徴

1 経済・財政・金融に依拠
2 実践重視 地域再生支援プログラムで現場での演習
3 地方重視 テレビ会議システムで全国から受講可能

「PPPとは世の中のそろばん勘定を合わせることや」
（塩川正十郎元総長）

自宅で受講可能なシステム（北海道～沖縄、海外）

２ 概要

項目	内容
名称	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻
学位	修士（経済学）
定員	30名
入学修了時期	年2回（春、秋）
標準履修年限	2年
入試	一般、社会人、留学生、地方創生カレッジ連携
修了要件	30単位以上 修士論文または特定課題研究論文の合格
開講場所・時間	大手町サテライト（東京都千代田区） 月～金 夜 白山キャンパス（東京都文京区） 土（午前、午後） テレビ会議システムによる受講可能（リアルタイム双方向）
制度	納付金 1年次117万円、2年次90万円

３ 沿革

年	沿革
2006年	専攻開設 国際PPPフォーラム開催（～現在）、公民連携白書出版（～現在）
2007年	文部科学省現代GP選定、地域再生支援プログラム開始
2008年	文部科学省戦略的研究拠点整備事業選定 PPP研究センター開設
2011年	アジアPPP研究所開設（～現在）
2013年	PPP研究センターを受益者負担型機関として独立（～現在）
2015年	国連CoE地方政府PPPセンター認定（～現在）
2016年	内閣府地方創生カレッジeラーニング講座開始
2017年	留学生入試、地方創生カレッジ連携入試開始

４ コース

コース名称	主たる対象
シティマネジメントコース（3~4割）	公務員（企画・財政～建築・土木・都市）
PPPビジネスコース（5割程度）	建設、不動産、金融、コンサル、メーカー、サービス
グローバルPPPコース（1~2割）	国際機関、国際系コンサル、留学生

５ 科目体系

コースを超えた履修は自由

共通科目

公民連携演習
PPP総論
地域分析
経済学基礎
公共経済学
政策評価論
PPP経済理論
金融論基礎
地域金融論
PPPファイナンス論
財政学基礎
日本の経済財政
PPPビジネスマネジメント論
財務分析論
地域情報化
PPP論文研究
PPP制度手法論
環境経済学
エネルギー経済論
PPPプロジェクト演習Ⅰ
PPPプロジェクト演習Ⅱ
PPPデザイン論
海外PPP実務演習Ⅰ
海外PPP実務演習Ⅱ
PPP Omnibus Lecture SeriesⅠ
PPP Omnibus Lecture SeriesⅡ

シティ・マネジメントコース

日本の地方行財政制度
地域リーダー論
世界のシティ・マネジメント
バランスバジェット手法実践
公共施設・インフラマネジメント
地域ビジネスモデル

PPPビジネスコース

PPPケーススタディ
世界のPPPビジネス
PPPビジネスプラン
PPPプランニング論
まちづくりビジネス論
財務計画論

グローバルPPPコース

海外PPP制度手法論
世界のPPP政策
English Presentation
Global PPP Finance
Asian Economy
世界のインフラPPP
PPP Theory

6　地域支援実績

2007～9　現代GP予算
2010～12　戦略的研究基盤形成支援事業予算
2013～　　受益者負担

実績　48件

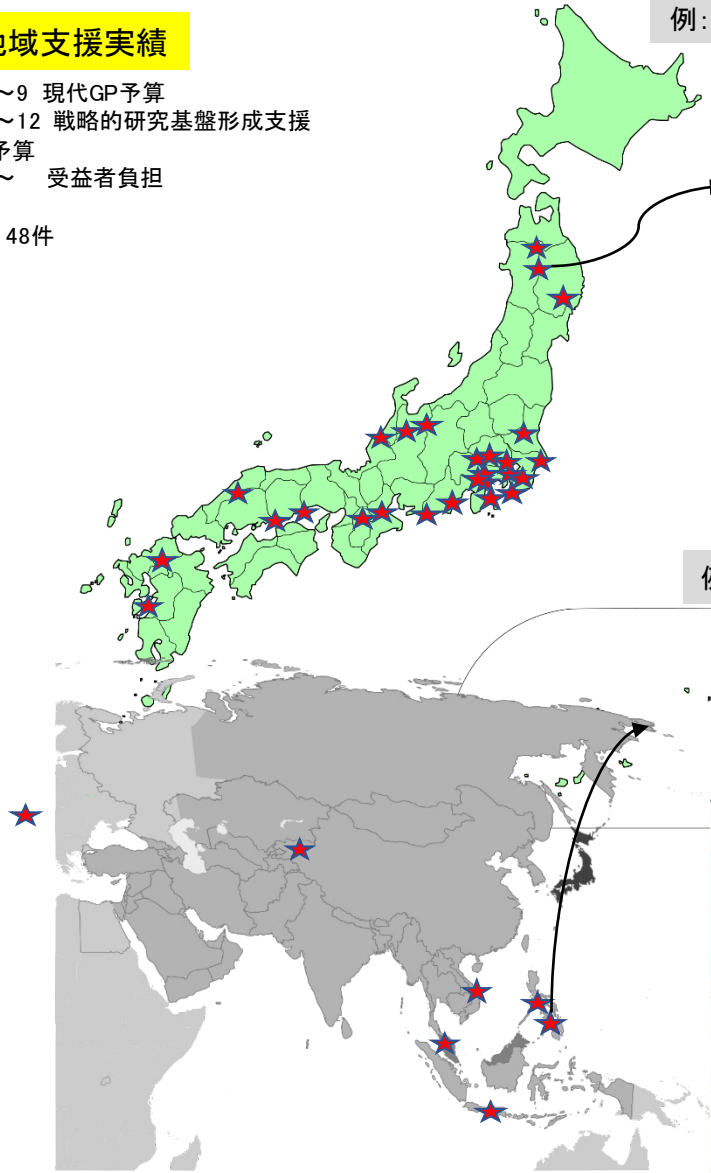

例：岩手県紫波町

例：フィリピン・ブトゥアン市

Mindanao　Monday, September 12, 2011　15

Japan-Butuan bond towards progress

7　地域支援の課題

地域支援活動資金（外部資金に依存）
地域におけるPPPの進展が遅い

８ 根本ゼミ政策提言　　地域におけるPPP推進のために国に期待すること

対象：根本指導院生（自治体12人、民間9人）

１ 情報
（１）オープンデータ（機械判読可能・二次利用可能）化の推進
（２）固定資産台帳のオープンデータ化

２ 研修
（１）eラーニングによるPPP/PFI研修受講の義務化
（２）首長・地方議員・国の地方支分部局職員・都道府県職員向け研修の実施・強化

３ PPP／PFI手続き
（１）PFI手続きの抜本的な簡素化（導入可能性調査・特定事業選定の廃止等）
（２）優先的検討規程の人口規模要件の撤廃、公的不動産数値目標の全団体への拡大、事業規模要件の見直し（一体的事業の分離・分割禁止）
（３）優先的検討規程の実施状況の情報公開
（４）サウンディングの前の民間との接触の選択肢の提供、たとえば、PPP／PFI推進プラットフォームにおけるサウンディングの公式化

４ イコールフッティング
（１）PPP／PFIを活用する場合のインセンティブのイコールフッティングの徹底
（２）活用しない場合のディスインセンティブの導入

５ 行財政
（１）公共施設等総合管理計画策定時同様、個別施設計画策定・実行にあたっての総務大臣指針の発出
（２）行政財産制度の抜本的見直し
①人口減少時代に対応できる「資産不保有（オフバランス）原則」の導入
②賃貸借の場合の補助金適用
③施設管理権限を施設管理部署に一元化、教育委員会等担当部署は運用に集中⇒運用部署が施設管理部署から財産を「借り受ける」とみなし、財産管理費用を可視化する
④多目的・用途転換自由の一般的行政財産制度の創設、種類別補助金を一般的行政財産交付金に一本化
（３）健全化判断比率の基準の見直し（ハードル上げ）、インフラ老朽化に関する健全化判断比率の導入・耐用年数の一元化
（４）大規模自治体が小規模自治体の土木インフラの維持管理等を本来事業として支援する仕組みの創設

６ 地元企業
（１）地元企業政策を保護から自立支援に転換することを要請
（２）地元企業が能力を発揮できるような維持管理・運営型PPP事業導入を要請
（３）商工会議所、商工会等へのPPP/PFI研修の拡充
（４）事業受注実績に下請け・孫請け等を含みうるよう変更